

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第108号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第2号）

議案第124号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第109号 令和7年度岩国市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

議案第113号 令和7年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第2号）

議案第128号 令和7年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第3号）

議案第129号 岩国市一般職の職員の給与に関する条例及び岩国市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上4議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願

本件は、慎重審査の結果、その趣旨妥当と認め、採択すべきものと決しました。

請願第 3号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第108号 令和7年度岩国市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

歳入の国庫支出金の総務費国庫補助金の特定防衛施設周辺整備調整交付金に関し、

委員中から、当該交付金の増額理由について質疑があり、

当局から、「特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金は、防衛施設の設置または運用がその周辺地域の生活環境または開発に及ぼす影響の程度等を考慮し交付されるものである。このたびの増額理由としては、陸上自衛隊機、E-2Dの陸揚げ、空母着艦資格取得訓練（CQ）、外来機の飛来、夜間飛行訓練、機種更新、日米共同訓練、キーン・ソード等と施設整備などを考慮したものと国から聞いている」との答弁がありました。

これを受け、委員中から、「今回の9条交付金の増額分の中に、先般実施された空母艦載機着陸訓練（FCLP）あるいはミサイルシステム「タイフォン」が展開された訓練等は入っていないようであるが、国からはどういう説明があったのか」との質疑があり、

当局から、「9条交付金は、外来機の飛来や離発着回数などの一定期間の運用を内容とする基礎的な部分と大型艦船の入港などの特殊要因を内容とする特例的な部分があり、その特例的な部分での増減が毎年あるため、今回の補正予算に計上している」との答弁がありました。

これを受け、委員中から、「今回の増額された交付金は文教施設整備ということになっているが、この9条交付金は本来自由に使えるはずである。歳入に当たり、市の裁量で、直接民生に関わるようなものに使える設定はできるのか」との質疑があり、

当局から、「今回のように年度途中で交付金の増額があったときでも、年度内に執行する必要があるため、残りの期間を考慮すると個別の事業に充てることが難しく、基金に積み立てて将来に備えるという手法を取る場合もある」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。